

議第1317号

平成29年1月13日付け 都計第591号の2 熊本県知事付議

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設
の位置の件（八代市）

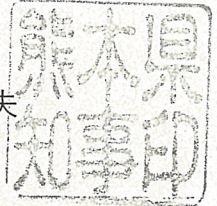
平成29年1月20日提出

熊本県都市計画審議会
会長 両角光男

都計第591号
平成29年1月13日

熊本県都市計画審議会
会長 両角 光男 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件（八代市）
について

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により別添のとおり貴審議会に付議
します。

産業廃棄物処理施設の位置について

(廃プラスチック類、木くずの破碎施設：八代市)

施設概要

施設の種類	位置	面積	処理能力
産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類、木くずの破碎施設等)	<small>しんみなと</small> 八代市新港 <small>まち</small> 町 1 丁目 7 番 2	約 6,600 m ²	廃プラスチック類 253.7t/日 木くず 518.0t/日

位置及び区域は別紙表示のとおり

付議理由

八代市新港町 1 丁目 7 番 2 号において、廃プラスチック類、木くず等の焼却施設、選別施設、圧縮施設の新築が予定されている。

今回の計画では、廃プラスチック類の破碎施設の一日当たりの処理能力が 6t を超え、木くずの破碎施設の一日当たりの処理能力が 100t を超えることから、建築基準法第 51 条及び同法施行令に規定する位置の制限を受ける処理施設に該当する。

当該施設の新築は、特定行政庁が同法第 51 条ただし書きの規定に基づく建築許可を行う必要があり、その敷地の位置が都市計画上支障ないか熊本県都市計画審議会の議を経る必要がある。



八
代
海

井天島
北島 (上島)
三ツ島



施設の位置

八代港

カガ島

郡築十

郡築十番町

郡築九番町

郡築八番町

郡築七番町

郡築六番町

郡築五番町

郡築四番町

郡築三番町

郡築二番町

郡築一番町



八代製材協業組合

鬼塚産業

八代ニチハ

銀橋

ノーグチ

施設の区域

YKKAP九州事業所

事務所

建屋

森山産業

南包装容器工業所

九州昭和産業八代工場

吉住酸素工業

井上鋼材

宇部三菱セメント八代サービスステーション